

重要な
お知らせ

0歳～高校3年生までの 診察費について

令和6年10月1日より

子ども医療費助成受給券/ひとり親家庭等医療費
助成受給券をお持ちの方も

他院からの紹介状なしで当院の外来を受診する場合

子ども医療費助成受給券	
公費負担者番号	
受給者番号	
住所	千葉県松戸市新松戸1-380
氏名	新松戸 太郎
生年月日	令和元年5月1日
有効期間	令和〇年8月1日～令和〇年7月31日
自己負担額	通院 通院1回につき200円
	入院 入院1回につき200円
保険調剤	無料
松戸市長 ● ● ●	

初診 7700円

再診 3300円※ の選定療養費がかかります

※当院医師が他の医療機関への紹介を行った後、患者さんの希望にて当院を継続受診する場合

★過去に当院を受診したことがある方も対象です。

お子さんの体調が悪いときは、まずお近くのクリニック・医院をご受診ください。

まずはお近くの
クリニックへ

専門的な治療が必要な場合は、
クリニックから病院へ紹介



紹介状なしで直接当院を受診すると 200円(松戸市の場合) + 7700円の医療費がかかります。

選定療養費とは？

「体調が悪いとき、まずは医院・クリニックを受診し、専門的な治療（手術など）や入院が必要な場合は、クリニックの紹介をもとに大きな病院（総合病院・大学病院等）を受診する」という病院・クリニックの役割分担を目的に厚生労働省により設定された制度で、紹介状を持参せずに大きな病院を受診をした場合に、患者さんにご負担いただく費用です。

これまで当院は、選定療養費においては、「徴収することができる」規定の医療機関でしたが、令和6年4月に当院が「紹介受診重点医療機関」に認定されたことを受け、「徴収しなければならない」規定の医療機関になりました。そのため、「子ども医療費助成受給券」や「ひとり親家庭等医療助成受給券」をお持ちの方も紹介状がない場合は選定療養費のお支払いいただくこととなります。

選定療養費Q & A

Q.今まで何度も新松戸中央総合病院にかかったことがあります、
「初診時/再診時選定療養費」を支払わなければなりませんか？

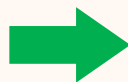
A.紹介状をお持ちでない方が、「初診時選定療養費」を支払うのは
以下の場合です。

- ①当院を初めて受診する場合
- ②過去に当院を受診したことがあっても、その傷病にかかる診療が終了している場合
- ③当院での診療を任意（自己判断）で中止し、1ヶ月以上経過した後診察を受ける場合

初診時選定療養費を支払う場合②のイメージ



8月に風邪で受診



治癒



10月に風邪もしくは他の症状で
受診（紹介状なし）

前回受診時の病気が治ってからの受診なので、**選定療養費がかかります。**

【以下の場合は初診時選定療養費をいただきません(令和6年10月時点)】

- ・他の保険医療機関より紹介状をお持ちの場合
- ・外来受診後、そのまま入院となった場合
- ・学校健診の結果により、精密検査受診の指示を受けた場合
※健診結果をご持参ください。
- ・救急車で搬送された場合
- ・生活保護法の医療扶助対象の方
- ・特定疾患・障害などによる各種公費負担制度対象の方

Q.「再診時選定療養費」とは何ですか？

A. 診察の際に、「**症状が落ち着いているので次からはお近くのクリニックを受診してください。**」と医師から指示があった（他の医療機関への紹介状を渡された）患者さんが、ご自身の希望で次回以降も当院で受診された場合にお支払いいただきます。なお、再診時選定療養費は**受診の都度お支払いいただきます**のでご了承ください。